誓　約　書

墓地の種類

嶺公園墓地　　ブロック　　－　　区　　号

嶺公園移転墓地

市営墓地の上記使用許可墓地の使用については、前橋市営墓地条例、同施行規則を遵守し、許可のあった日から、特別な事情のない限り３年以内に墓碑等の施設を設置すること。

使用許可後に種別の変更を申し立てないこと、及び、別添の地盤、土地工作物の補修に関する特約による責任を果たすことを誓約いたします。

カロート及び土台等を現状利用し、個人で維持管理いたします。また、カロート内の滞水防止等に必要な措置は、個人の負担にて行います。

令和　　年　　月　　日

（あて先）前橋市長

墓地使用者　　住　　所

氏　　名